岩国市　介護予防・日常生活支援総合事業

**高齢者の生活をお手伝いしてみませんか**

**～訪問生活支援員を募集します～**

**訪問生活支援員とは**

訪問生活支援員は、高齢者のご自宅を訪問し、掃除、洗濯、買い物など、家事の支援を行います。岩国市が実施する研修と訪問介護事業所での実習によって、介護について基本的な知識を学んだ後、訪問生活支援員として仕事を始めることができます。

※ヘルパーではないので身体介護は行いません。

**訪問生活支援員養成研修とは**

令和6年7月25日（木）　9時30分から16時30分

**日　　　程**

※9時20分までにお越しください。

市民文化会館第２研修室



**会　　　場**

無　　　2,500円（テキスト代）

**受　講　料**

どなたでも（介護未経験者でもＯＫ）

**受講対象**

令和6年7月12日（金）まで

**申込方法**

**申込期間**

　　　電話またはＦＡＸ　（申込書は裏面にあります）

 ※ヘルパーの資格をお持ちの方や同様の研修を受講したことがある方は、研修を受けなくても

よい場合がありますので、下記までお問い合わせください。

　 ※申込期間後も、余裕があれば受け付ける場合がありますので、お問い合わせください。



【**申し込み・お問い合わせ】**

**岩国市今津町一丁目１４番５１号**

**岩国市福祉部　高齢者支援課　政策班**

**ＴＥＬ：0827-29-2511　　ＦＡＸ：0827-22-0928**

**Ｅｍａｉｌ：****kourei@city.iwakuni.lg.jp**

**研修の内容**

|  |  |
| --- | --- |
| 時　　間 | 研　修　内　容 |
| 9：05～9：20 | 受付 |
| 9：30～12：30 | 介護保険制度、介護における尊厳の保持、介護の基本、コミュニケーションの手法、訪問マナー |
| 12：30～13：30 | 昼休憩 |
| 13：30～16：30 | 高齢者の特徴、認知症の理解、生活支援技術、緊急対応 |
| 16：30～16：40 | 今後の説明 |



**就労までの流れ**

修了証を

受理

訪問生活支援員養成研修の受講を終了

市内の事業所と雇用契約し、仕事開始（勤務時間は事業所との調整が可能）

市内の訪問型サービス事業所での実習

**申　込　書**

**岩国市高齢者支援課　政策班　宛て**

訪問生活支援員養成研修申込書

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　歳） |
| 住　所 | 〒 |
| 連絡先 |  |

**◎電話での申込み　０８２７－２９－２５１１　　　◎ＦＡＸでの申込み　０８２７－２２－０９２８**